

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業（通称「総合事業」）とは

高齢者が住み慣れた地域で元気で自立した生活を続けられるよう、高齢者自身が自ら持つ能力を維持・向上できるように支援します。また、地域全体で高齢者を支えるとともに、地域などに参加・活動し、役割を持ちながら、心身ともに生き活きとした生活ができるよう支援し、要介護状態となることを予防していきます。



甲斐市

1 サービスの流れ

地域包括支援センターに相談

一般介護予防を利用したい方

65歳以上

介護予防・日常生活支援サービスを利用したい人

訪問型サービス、通所型サービスのみを希望する方

訪問入浴、訪問看護、リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所、住宅改修、福祉用具貸与または購入を希望する方

基本チェックリストの実施（65歳以上のみ）

非該当

該当あり
（事業対象者）

要介護（要支援）認定の申請

認 定

非該当

要支援
1・2

要介護
1～5

介護予防・生活支援サービス事業(P6～8)

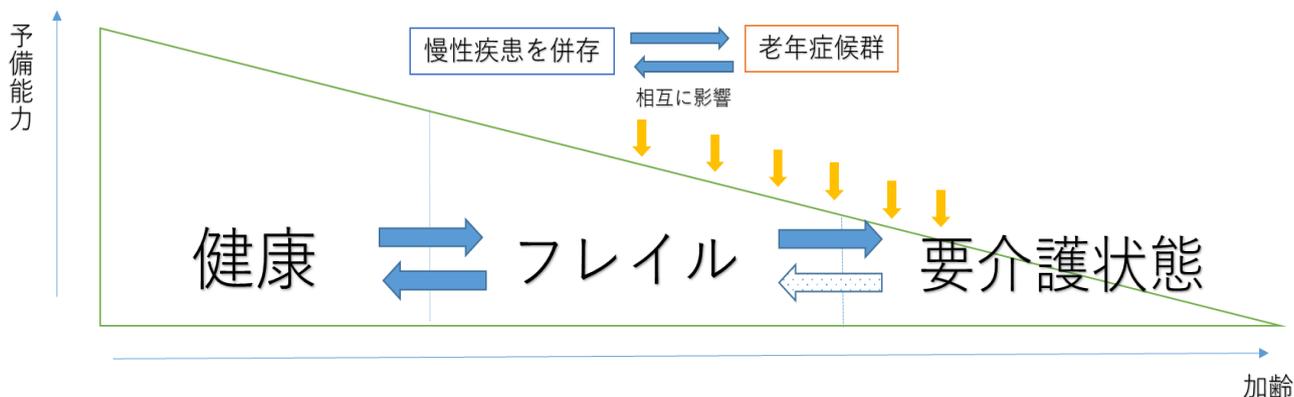
介護予防給付(P9)

介護給付

一般介護予防事業(P2～5)

2 フレイルとは

フレイルとは、高齢期に病気や加齢などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態になる危険性が高い状態で、健康と要介護状態の間に位置しています。フレイルの状態になったとしても、適切な取組みを行うことにより健康な状態に戻ることが可能です。



3 フレイル予防の取組み「一般介護予防事業」

① ＊介護予防普及啓発事業＊

身体を動かしたい！

いきいき健康体操教室

内 容	筋力の維持・向上を目的として、在宅で行える運動を身につけることを目的とした教室です。
回 数	1クール 全12回
場 所	市内温泉施設、公民館・体育館など
費 用	自己負担500円(全12回分)
連絡先	長寿推進課 介護予防推進係 055-278-1689

らくらくかんたん運動教室

- 内 容** プールを利用し、水中歩行等を行うことにより、運動機能の維持・向上を図り、自主的に運動を継続していく習慣を身につけることを目的とした教室です。
- 回 数** 1クール 全10回
- 場 所** 双葉B&G 海洋センター
- 費 用** 自己負担 1,000 円(全10回分)
- 連絡先** 長寿推進課 介護予防推進係
055-278-1689

何かを学び、活動したい！

幸齢者のための出張！からだKAI てき講座（フレイル予防講座）

- 内 容** 医療専門職等による運動機能の向上、口腔機能向上・栄養改善、認知機能低下予防などをテーマに各地区公民館でフレイル予防講座及び健康相談を開催します。
- 日 時** 自治会、いきいきサロン等の依頼に応じて日時の調整を行います。
- 場 所** 各地区公民館など
- 費 用** 無料
- 連絡先** 長寿推進課 介護予防推進係
055-278-1689



②＊地域介護予防活動支援事業＊

仲間と活動したい！

ふれあい・いきいきサロン

内 容 身近な地域で暮らす人同士が定期的集まり、おしゃべりや体操などをしながら交流を広げることで、仲間や出会いの場、生きがいづくりを進める活動です。

場 所 身近で気軽に集える地区の公民館や集会所など

連絡先 甲斐市社会福祉協議会 福祉総務係 055-277-1122

いきいき百歳体操

内 容 住民が主体となって行う介護予防の体操を行います。いきいき百歳体操を通じて、住民が継続的に集うことにより、人と人がつながり、自分たちの力で地域づくりをし、いつまでも住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができる活動です。

場 所 各地区公民館など

連絡先 長寿推進課 介護予防推進係 055-278-1689

地域貢献したい！

介護支援ボランティア

内 容 高齢者が、介護施設等でボランティア活動を行うことにより、自身の健康増進や介護予防、生きがいづくりになるとともに、活動に応じてポイントがもらえ、貯めたポイントに対して交付金が支給されます。

対象者 市内に住民登録がある65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない方

活動の流れ ①甲斐市社会福祉協議会で登録申請を行います

②事前研修を受講後、ボランティア手帳を受け取ります

③市に登録のある施設等へ直接連絡し、活動を行います

④貯めたポイントに応じ交付金申請を行います

連絡先 ・長寿推進課 長寿あんしん係 055-278-1693

・甲斐市社会福祉協議会 福祉総務係 055-277-1122

③ ＊その他の生活支援サービス＊

高齢者見守り配食サービス

内 容 見守りを兼ねた夕食の配食により、定期的な安否確認等を行います。
利用の可否や回数は、対象者の健康状態や生活環境に応じて決定します。

提供事業所 甲斐市社会福祉協議会・一般宅配業者

対 象 者 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する、自ら調理することが困難であり、かつ定期的な見守りを必要とする人で要支援認定者もしくは基本チェックリスト該当者

費 用 1食300円

連 絡 先 長寿推進課 長寿あんしん係

055-278-1693



4 介護予防・生活支援サービス

① ＊短期集中型サービス＊

	訪問型サービスC	通所型サービスC (元気はつらつ教室)
対象者	要支援1・2、事業対象者の方で、3か月間で生活機能の改善を図りたい方	
提供時間/回	1クール 週1回(12回以内)1回40分以内 最長2クールまで	3か月間(最長6か月まで) 週1回の通所プログラム
内容	対象者の生活課題に応じて、専門職が個別プログラムを作成し、生活の工夫や心身の自己管理ができるようにアドバイスをうけるサービスです。	体操を中心の筋力トレーニング、ストレッチを行い、身体機能の改善を図るサービスです。
提供場所	自宅	敷島保健福祉センター
指導者	理学療法士、作業療法士 歯科衛生士、管理栄養士	理学療法士、作業療法士
送迎		800円/月(送迎が必要な方のみ)
費用	・1回300円	800円/月



② ＊通所型サービス＊

	通所型サービス A (市基準型サービス)		従前の通所介護相当 (国基準型サービス)
対象者	要支援 1・2、事業対象者の方で生活機能が低下している方		
利用条件	ケアマネジャーと相談の上、対象者にあったケアプランを提案し、それに基づきサービスを利用します。		
提供事業所	市基準に指定された事業所	国基準に指定された事業所	
内容	自立を目指し、閉じこもりを予防するため、体操やレクリエーション、仲間づくり等の活動を行うサービスです。	介護予防を目的として、デイサービスセンター等の施設で入浴、体操、レクリエーション等による生活機能向上のための機能訓練を行うサービスです。	
提供回数	週 1 回 (事業対象者・要支援 1) ※対象者の心身の状態や家族の状況により支援の必要性がある場合は、週 2 回利用できる。 週 2 回以内 (要支援 2)		
利用者負担額の目安 (1割負担の場合)	1日型 260円	半日型 210円	・週 1 回 1,798円/月
	※送迎、入浴、昼食にかかる費用は別途必要となります。		・週 2 回 3,621円/月 ※他、事業所により加算等がかかります。 ※昼食代は別途必要となります。

所得に応じて 1割～3割負担 となる場合があります。

③ ＊訪問型サービス＊

	訪問型サービス A (市基準型サービス)	従前の訪問介護相当 (国基準型サービス)
対象者	要支援 1・2、事業対象者の方で生活機能が低下している方	
利用条件	ケアマネジャーと相談の上、対象者にあつたケアプランを提案し、それに基づきサービスを利用します。	
提供事業所	市基準に指定された事業所	国基準に指定された事業所
内容	調理や食材の確保、洗濯、室内の掃除等の生活支援を受け、自立を目指すサービスです。	身体介護、本人が自力で行うことが困難で、身体介護、日常生活支援（掃除、買い物、洗濯、調理等）を行うサービスです。
提供回数	週 1 回 60 分・90 分/回（事業対象者・要支援 1） ※対象者の心身の状態や家族の状況により支援の必要性がある場合は、週 2 回利用できる。 週 2 回以内 60 分・90 分/回（要支援 2）	
利用者負担額 (1 割負担の場合)	60 分/回 230 円 90 分/回 340 円	<ul style="list-style-type: none"> ・週 1 回の利用 1,176 円/月 ・週 2 回の利用 2,349 円/月 ※他、事業所により加算等がかかります。

所得に応じて 1 割～3 割負担 となる場合があります。

④ ＊介護予防給付サービス＊

要支援 1・2 の認定された方で介護予防・生活支援サービスと併用して利用できるサービスです。

サービス名	サービス内容
介護予防訪問入浴介護	自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けるサービスです。
介護予防訪問看護	看護師などに訪問してもらい、医療の手当や管理を受けるサービスです。
介護予防リハビリテーション (通所・訪問)	介護保険施設に通う、または自宅に専門職が訪問し、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練を受けるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問をもらい、療養上の管理・指導を受けるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
福祉用具貸与または購入	手すり、歩行器、スロープ・歩行補助つえの貸与を受けて、生活環境を整えるサービスです。 排泄や入浴の補助用具を購入できます。
介護予防住宅改修	生活環境を整えるために工事を伴う住宅の改修に対し、20 万円を上限として費用が住宅改修費として支給されるサービスです。 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消 ・滑りにくい床材への変更 ・和式から洋式への便器の取り換え



甲斐市 福祉部 長寿推進課

- ・長寿あんしん係・介護保険係
- ・介護予防推進係（地域包括支援センター）

〒400-0192 甲斐市篠原 2610 番地 新館 1 階 15 番窓口

長寿推進課(代表) TEL 055-278-1693 FAX 055-276-2113

介護予防推進係(地域包括支援センター) TEL 055-278-1698